

令和 8 年 2 月

(第 2 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和8年2月24日 午後13時32分
閉 会 令和8年2月24日 午後14時29分

2 出席委員等

前川 教育長 小畑 委員 鈴木 委員 植木 委員

3 欠席委員

安岡 委員 藤本 委員

4 出席事務局職員

大路 教育次長

山下 教育監

相馬 指導部長

南 総務企画課長

三矢 学校教育課長

田中 社会教育課長

山本 総合教育センター所長

瀬津 総務企画課主幹兼係長

中村 総務企画課主事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 報告事項

ア 令和7年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について

【山下教育監の報告】

○ 令和7年度2回目の調査結果を報告する。京都市を除く府内公立学校の全児童生徒を対象に、アンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施した。

なお、本調査は年間2回、1学期と2学期に実施しており、3学期は府の調査としては実施していないが、3学期に認知したいじめの状況については、国が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において把握・報告しているところである。

「いじめ」とは「児童生徒に対して当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

法的には、学校生活の中で、児童生徒が「嫌な思い」をした回数が、「いじめの発生件数」であるということになる。

そのため、京都府としては、いじめは日常的に非常に多くの件数が発生しているものとして、それらを早期に発見し、適切に対応するために教職員や学校が認知した件数を増やすことが、いじめの重大化、深刻化を防ぐと考えている。

そして、認知したいじめを、解消・未解消・重大事態の区分で集計し、未解消については、さらに見守り、要支援、要指導の3つの段階に分けて集計しているものである。

重大事態は、2種類あり、1号事案として「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの」、2号事案として「相当の期間（30日間を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの」が定義されている。

まず小中学校だが、1「アンケートの実施状況」のところで、小中学校在籍者全体の99.4%の80,631に調査を実施した。

また、何らかの理由で調査できなかった未調査者は、在籍者全体の0.6%にあたる450人、そのうち、前回の調査に引き続き未調査となっている数は335人となっている。

次に、「認知・解消件数」の説明をする。

小学校で、いじめとして認知された件数は合計欄の7,084件で、昨年度同時期より531件減少した。認知したいじめのうち、解消となった件数は141件で認知件数の2.0%にあたる。また、未解消の区分では、見守りの状態が一番多く、4,774件となっている。

本調査において、亀岡市の小学校で、3件の重大事態の報告があった。

次に、中学校では、認知件数は779件で、昨年度同時期より7件減少した。1000

人当たりの認知件数は28.5件であり、昨年度同時期より増加している。認知件数が減少したにもかかわらず、1,000人当たりの認知件数が増加したのは、生徒数が減少したことが理由である。

解消件数は19件で、認知件数の2.4%となっている。

未解消の区分では、多くが見守りの状態で571件となっている。

本調査期間において、中学校では重大事態の発生はなかった。

なお、小学校・中学校ともに解消率が低くなっているが、こちらについては、いじめ行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない状況であっても、3か月間は「見守り」の状況が続き、早期に解消としないことが、その要因である。よって、例年の傾向と大きな差はない。

次に、「いじめの態様」だが、小中学校とも、昨年度と同様に、①の「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる。」が最も多くなっている。

いじめの態様について、若干の件数の増減はあるが、割合としては例年と同様の傾向を示している。

次に、「未調査者の状況」である。

小学校の主な理由としては、「フリースクール等の学校以外の施設に通所している」が、188人で全体の約75%を占めている。

小中学校とも、「その他」があるが、主な理由は「外国に在住している」などである。未調査については、「いじめ」が原因で不登校になるなどのケースが含まれている可能性もあり、可能な限り減少させる取組をしているところである。

その中で、今回未調査者の数自体は増加しているが、一方で昨年度と比較して家庭訪問による調査数の増加が見られる点については、学校現場が丁寧に調査に取り組んだ結果と考えている。

また、未調査数に占める「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」の割合は、令和3年度までは全体の3割を占めていたが、近年は2割程度まで減少しており、今回も2割以下となっている。

この背景には、児童生徒が不登校の状態であり、いじめ調査に回答できなかったとしても、学校が日常的に保護者と連携を図り、一定の関係性を築いていることがあると考えられる。

京都府としては、引き続き未調査者の減少を目指して、各学校で丁寧に取り組んでもらうと同時に、学校現場が日々の教育活動の中で努力し、一定の成果を上げている点についても発信していきたいと考えている。

次に、府立高等学校、特別支援学校の状況について報告である。

まず、高等学校だが、在籍数は27,327人で、そのうち、調査数は27,221人、在籍者数全体の99.6%となっている。

また、特別支援学校だが、在籍者数は1,850人で、そのうち調査数は1,837人、在籍者数全体の99.3%となっている。

未調査者数は、高校で106人であり全体の0.4%、前回の調査に引き続き未調査は14人となっている。

特別支援学校では、13人で全体の0.8%、前回に引き続き未調査の生徒は3人となっている。

次に「認知件数及び解消・未解消件数」についてだが、全日制・定時制・通信制を合わせた高校全体の認知件数は164件で、昨年度2回

目の162件より2件増加している。1000人当たりの認知件数は6.0件であり、昨年度2回目より増加している。

高校全体の解消件数は9件で、認知件数の5.5%となっている。

未解消の区分では、見守りの状態が多く、75件となっている。

特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部併せて、認知件数は96件となっており、昨年度2回目より26件増加している。1000人当たりの認知件数は52.3件であり、昨年度2回目より増加している。

解消件数は14件で、認知件数の14.6%となっている。

未解消の区分では、見守りが41件、要支援が10件、要指導が31件であった。

府立高等学校での重大事態の報告はなかった。

また、特別支援学校での重大事態の報告もなかった。

次に、「いじめの態様」についてである。

高校では、全日制・定時制・通信制をあわせた合計で、1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」で104件次に、②の「仲間はずれ、集団による無視をされる」で30件、続いて、⑥の「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」で15件となっている。⑨の「その他」の具体的な内容としては「靴箱が壊されていた」「苗字の書いてある紙を画鋏で刺される」「相手は不明だが、舌打ちされたような気がした」などである。

特別支援学校では、1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」で53件、次に多いのが、⑧の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」で、18件となっている。

次に、「未調査者の状況」ですが、理由別内訳として、高校全日制では「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」で27名となっている。次に「進路変更（転学・退学）の手続き中である」が、18名となっており、いずれもいじめが原因でないことは確認している。

高校定時制では、「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が9名となっている。

特別支援学校では、「保護者や本人が調査に応じられる状況にない」が6名、「病気、入院等により調査ができない」が5名、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が2名であった。

先ほど報告したとおり、前回の調査に引き続き、未調査となっている児童生徒は、高校で14名いるが、具体的な状況としては、休学や長期欠席で進路変更を思案中の生徒や、不登校状態等により、保護者や本人に連絡がとれない生徒となっている。

また、特別支援学校で前回の調査から連続して未調査の3名の主な理由は、家庭や本人の状況や病気入院等により実施が難しい等である。

以上が、校種別のいじめ調査の集計結果の概要である。

10月に報告した、令和7年度1回目のいじめ調査結果について、訂正があったので改めて報告する。

訂正内容は、宇治市、八幡市、京丹後市、与謝野町において、認知件数や解消・未解消の区分の訂正があった。

訂正の数値の多い宇治市では、学校において1回目調査時に認知し、対応した案件が集計の際に漏れていたことにより、学校が実際に認知した件数よりも少ない

件数が報告されていたものである。その他の市町でも、集計時のミス等により解消・未解消の区分の数値や認知件数に一部変更があった。

また、認知件数等の訂正に伴って、児童生徒1,000人当たりの認知件数やいじめの態様の合計件数も訂正している。

1,000人当たりの認知件数については、小学校が158.4件から158.8件に、中学校が36.1件から36.0件にそれぞれ変更している。

京都府としては、本件を受けて、訂正のあった市町に対してより丁寧な集計及び確認を指示している。

最後に、いじめの認知件数は、児童生徒が「嫌な思いをした」と回答した件数であるため、多いほど良いというものではない。

しかし、学校という集団生活の場においては、けんかやふざけ合いを含め、「嫌な思いをすること」を完全にゼロにすることは困難であると考えている。

京都府としては、集団で生活する上で多くの児童生徒が経験する「嫌な思いをしたこと」を、初期の段階でいじめとして積極的に認知すること、そして認知したいじめに対して、初期の段階で適切に対応し、解消につなげることが大事だと考えている。

文部科学省の調査によれば、京都府のいじめ認知件数は、全国的に見ても、多いものとなっているが、現時点ではそうした取組により一定の成果が出ている結果と考えている。

今後も、いじめの「積極的な認知」及び「早期組織的対応、早期解消」が徹底されるよう、取り組んでいきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

いじめ問題に対して、学校側がしっかりと取り組んでいることは、いじめの発生件数、内容等を細分化しデータ化しているところからも窺える。これだけしっかりと取り組んでいることを生徒が知ことで安心に繋がると考えるがどうか。

○ 山下教育監

実際の丁寧な対応が、保護者を含め安心感に繋がっていると考えている。

○ 鈴鹿委員

いじめの態様の項目の中に、金品を要求される「たかり」というのがあるが、件数も多く重大と考える。重大事態となる場合の金額による線引きや基準等はあるのか。

○ 山下教育監

金額の基準は無い。警察とも連携するなど、しっかりと早期に取り組むことが重要だと考えている。

○ 植木委員

要支援、要指導の分類があるが、具体的な対応をしているのかを知りたい。

- 前川教育長
基本的には、加害者側には、要指導ということで、解消に至るまで、必要な指導を実施するもので、被害者側には、要支援ということで、適切なアドバイスとフォローを解消まで継続するものである。

- 小畑委員
半年毎に、こうした大がかりな調査を実施しているのは、非常に素晴らしい。
しかし、認知し組織的に解決に向かうというのはよいことだが、目指すところは、いじめの無い教育現場であると考える。
調査結果の報告だけでなく、取組をどのように活かすのかを検討する必要がある。

- 前川教育長
今後も工夫し尽力していく。

イ 令和8年度「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」について

【三矢学校教育課長・田中社会教育課長の報告】

- 学校教育の重点について説明する。
「第2期京都府教育振興プラン」の基本理念の実現に向け、学校教育及び社会教育において、年度ごとに取り組むべき事項等について、学校や社会教育関係者に示すものとして策定する。

「学校教育の重点」の説明から行う。

次期学習指導要領の方向性を新設し、「現行学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば」という文部科学省の捉えを踏まえ、深い学びに誘うことは今でも大切にすべき点として、「できる」「分かる」「使える」の3層構造で学習の質の向上を目指すことを示した。

「学校教育の重点」の策定においては、「京都府教育振興プラン」に記載の教育の基本理念、6つの推進方策を図式化して表記している。下段に、「学校教育の重点」の活用を促進する内容を記載している。R-V-P-D-C-Aサイクルを回す際に、これまでの「学校教育の重点」のみなく、「観察や見取り」及び「教育データ」を加えることにより、各種学力・学習状況調査等で得られた教育データ等も利活用した学校経営を行っていくことを示した。

次期学習指導要領の方向性については、柔軟な教育課程の編成が可能となることが先行して現場に伝わっているところがあるが、教育の質の向上のための積極的な「余白」の時間を創出し、豊かな学びにつなげるためであることを明記している。

また、柔軟な教育課程の編成は手段にすぎず、①主体的・対話的で深い学びの実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の3つの方向性に向かっていくことが重要と明記している。

加えて、知識や思考等の質を「知っている、できる」「分かる」「使える」と階層的に捉え、思考力、判断力、表現力等を発揮する中で、知識の概念理解や意味理解を促すことが大切であることを明記している。

「論点整理」で示されたことは未来のことではなく、「深い学び」の実現をは

じめ、現在地においても大切にすべき点が含まれていることを明記している。

学習指導に関わっては、平成 31 年度版から、京都府が目指す教育の方向性として、「認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむ教育の展開」を提示している。「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」の結果を踏まえ、表層的な理解に留まらず、長期に渡って記憶に残り、「使える」知識及び技能の習得を目指すことを提示するとともに、学ぶ意義を実感させるために、知識・技能の習得とともに、探究的な学びの充実を提示している。

生徒指導関係では、生徒指導提要（改訂版）のコンセプトを提示するとともに、いじめの問題への丁寧な対応と未然防止を提示している。

特別支援教育に関わっては、全校種共通で徹底すべきことを提示している。また、インクルーシブ教育の構築に向けて大切にしたいことを提示している。

幼児教育に関わっては、子どもの育ちや学びの連続性の大切さを提示している。

I C T の効果的な活用に関わっては、I C T 端末の積極的な活用から効果的な活用へと発展させていく上で大切にすべきことを提示している。

健康・体力に関わっては、「スポーツごころ」をキーワードにして、体力の向上とともに、運動の楽しさを実感できるような実践の積み重ねを提示している。

人材育成に関わっては、教員の大量退職・大量採用等の現状を踏まえて、O J T や O f f - J T に加えて、O J L の大切さを提示している。

社会教育との連携に関わっては、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に向けてのイメージ図を「社会教育を推進するために」と合わせて掲載するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進により、災害時の円滑な対応につながることも提示している。

系統的な保育・学習指導に関わっては、学習指導要領のキーワードの 1 つである「社会に開かれた教育課程」の実現を、「カリキュラム・マネジメント」の 3 つの側面と関連させて掲載している。また、各校種等の保育・学習指導において、重点的に取り組む内容を掲載している。さらに、学校段階間の連携・接続や切れ目ない支援の重要性をイメージ図で表現している。

「6 つの推進方策と今後取り組むべき 26 の項目」として、26 の各項目に、教育現場において重点的に取り組む内容を記載している。昨年度から防災教育の視点を加えているが、15 ページの推進方策 4 のところに、防災教育の推進を目指し、D-EST 京都について明記した。大規模災害時のみでなく、平時の学校の防災力を高めることもねらいにあることを明記した。

○ 令和 8 年度「社会教育を推進するために」について説明する。

はじめに策定の趣旨について説明する。「第 2 期京都府教育振興プラン」の基本理念の実現に向け、京都府の社会教育の方向性について取りまとめ、目標や具体的対応を社会教育関係者及び学校教育関係者等に示すものとして策定するものである。

主な内容について説明する。社会教育課では、「人がつながる地域づくり」「生涯学習社会の実現」を目指し、「生涯学習」「家庭教育」「地域社会」「人権教育」の 4 つの柱を掲げ、多様な学びや活動を推進し、地域に暮らしと学びの好循環を生み出すことを示している。

また、「子どもとともに進める活動の充実」を 4 つの柱に共通する指針として、各取組のさらなる質の向上を目指し、令和 8 年度の重点として「多様な学びを通

じて、人々が互いにつながり、かかわり合う地域づくり」を追記した。この重点をもとに、社会教育における学びの質を高め、地域コミュニティの基盤となる人々のつながりを育むことを目指す。

加えて、府民に社会教育を広く周知するため、引き続き「概要版」を作成し、研修会等で活用していく。

冊子1ページでは、上部に「策定の趣旨」「社会教育とは」「教育振興プランとは」を示し、本冊子の主な背景を説明している。

2ページでは、京都府の社会教育が目指す「人がつながる地域づくり」「生涯学習社会の実現」を説明し、その概念図を掲載している。「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の好循環を、各機関と連携しながら地域社会全体で育む姿を示している。

この好循環を生み出すため、4つの柱で「地域における多様な学びや活動の充実」を推進することを示し、さらに令和8年度重点をもとに、質の高い学びの場、つながりの場を創出していく考えを示している。

3～6ページでは、4つの柱について記載している。構成として、ページ左上に「目標」を示し、左下には「京都府の今」として、「京都府民の意識調査」等の更新データを用い、現状と課題を整理している。

ページ右側には、「目標へのアプローチ」として方向性を項目立てし、具体的対応を整理して記載し、令和8年度重点と関連付けた重点項目マーク（電球マーク）を付している。

全ての項目を重要視し取組を進める前提であるが、特に4つの柱に共通する「研修の充実」を重点項目として、「学び」を通じて人々の「つながり」「かかわり」が育まれる豊かな研修、活動づくりに取り組む。

7ページでは、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の重要性と役割を示し、パートナー関係構築の有効性を説明している。具体的な事例として、令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰の被表彰団体の取組を掲載している。

また、地域防災においても地域と学校とのパートナーシップ関係の構築が必要不可欠であることから、引き続き関連内容を掲載している。

概要版では、府民への広い周知を目的とし、より見やすく読みやすい構成とした。見開き中央に、目指す好循環社会を図示し、その周囲に社会教育の背景、さらに、好循環を生み出す力となる4つの柱を整理している。

概要版を通じ、社会教育の周知を図るとともに、研修等に参加した方々の学びのガイドラインとしても活用していく考えである。

作成後は、社会教育関係者及び学校関係者等に配付し、京都府の社会教育への主体的な参画を促していく。

【質疑応答】

○ 小畑委員

昨年度作成の冊子との重点項目の違いを明確にし、教職員に伝わりやすいように、資料の中で強調してはどうか。

○ 三矢学校教育課長

4月に各学校、各市町（組合）教育委員会へ周知する予定のため、ご意見を生

かした周知方法を考えたい。

○ 小畑委員

探究型学習の素晴らしい面は、自分たちで課題を見つけ、自分の頭で考え、意思決定していくプロセスだと思う。さらなる普及のため、探究型学習をより重点にしていきたい。

○ 三矢学校教育課長

ご意見を参考にして、周知・普及出来るように改良していく。

○ 植木委員

このような資料は、様々な領域を網羅する必要があることは理解するが、より分かり易い形で、より伝わり易いものになっていく方が良いのではないか。

学習面では、長い文章を読む力の大切さも残して貰いたい。

また、ICT活用でも、情報処理能力が早くなるのは、良いことだが、情報リテラシーの重要性にも重点を置く教育を望む。

生成AIは使い方の教育も重要と考える。

最後に、教育と社会の連携であるが、例えば、図書館の活用や、世界人権問題研究センターとの連携も視野に入れると幅が広がるのではないか。

○ 前川教育長

今後の教育方針の改定の際には、いただいたご意見も反映したい。

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告